

こうほういたくら

2月臨時号
(合併休止特集)

2019 FEBRUARY

ITAKURA TOWN PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

ITAKURA

館林市・板倉町合併協議会が休止
休止の期間はおおむね3年

館林市・板倉町合併協議会



板倉町と館林市の合併協議 ～休止に至るまでの経緯～

法定合併協議会の設置

館林市との合併協議は、平成 27 年 12 月に板倉町の住民による館林市を対象とした合併協議会の設置請求（住民発議制度による請求）が板倉町長に対して行われたことから始まりました。平成 28 年 4 月には、板倉町と館林市の議会において、合併協議会を設置することが可決され、同年 6 月 1 日、両首長による協議を経て「館林市・板倉町合併協議会」が設置されました。

合併協議における懸案事項

平成 28 年 7 月 15 日、第 1 回の合併協議会が開催され、全 52 項目ある合併協定項目の協議が始まりました。これまで、「合併の方式」、「新市の名称」や「新市の事務所の位置」など、29 の合併協定項目（4 ページに記載）が審議決定されましたが、現在板倉町で実施している学校給食費の無料化や子育て支援金、行政区助成、都市計画税への対応など、両市町において住民サービスに大きな違いのある事業について、調整が難航しました。

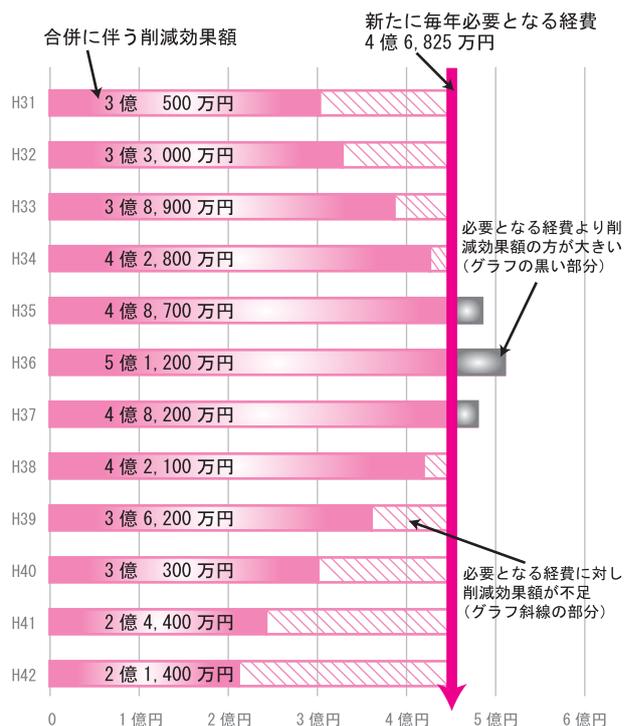
合併後、新市において板倉町のサービス水準に合わせて事業を実施した場合、特に多額の経費が必要となる 10 事業を懸案事項として抽出し、それらを新市で実施するために新たに毎年必要となる経費と合併に伴う経費の削減効果額について試算を行いました。こうした結果も踏まえ、第 12 回及び第 13 回の合併協議会において、委員による意見交換と併せて協議を行いました。それぞれの住民サービスを調整することはできませんでした。

住民サービスの調整により新たに毎年必要となる経費の試算

懸案事項の 10 事業	新たに毎年必要となる経費の試算
①学校給食費の無料化	3 億 3 3 6 万円
②英語検定料の補助	1 4 6 万円
③子育て支援金	4, 4 0 0 万円
④0 歳児紙おむつ購入補助	1, 2 2 9 万円
⑤チャイルドシート購入補助	2 9 4 万円
⑥高校生入院医療費補助	3 9 4 万円
⑦各種検診事業	1, 3 7 9 万円
⑧介護慰労金	3 3 0 万円
⑨行政区運営（正副区長等の手当）	4, 7 6 5 万円
⑩行政区助成	3, 5 5 2 万円
合計額(毎年必要となる経費)	4 億 6, 8 2 5 万円

↑ 第 13 回合併協議会資料（公表済）

合併に伴う削減効果額と住民サービスの調整により新たに毎年必要となる経費の比較



正副首長等による協議

「政策課題については、両首長も含めて議論する方が早いのではないか」という委員からの提案を受け、懸案事項を調整するために、正副首長等による協議が複数回行われましたが、「合併に際してのサービスの低下はあり得ない、合併効果により生み出される財源や基金もある」という板倉町側の方針と、「新市が将来にわたって持続可能なまちづくりを行うこと」という館林市側の方針に相違があり、折衷案や妥協点を見いだすことは困難な状況となりました。そのため、合併協議会の今後の運営については、さまざまな選択肢も含めて委員に意見を伺うことが確認されました。

平成30年12月21日に開催された第14回合併協議会では、正副首長等の協議結果を報告し、委員による意見交換が行われました。その結果、「合併協議を引き続き進めてほしい」という意見と、「しばらく合併協議を休止した方がよい」という意見、また、「両首長の判断に任せたい」という意見があり、両市町で十分に検討したうえで、合併協議会としての方向性を決めていくことになりました。

特別議決により休止が決定

平成31年1月31日の第15回合併協議会において、再度協議を行った結果、合併協議会会議運営規程第6条の規定に基づき、出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を進める特別議決による採決が行われました。出席委員19名中15名の賛成によりおおむね3年間の休止が決定されました。

合併協議会の休止について 板倉町長 栗原 実

合併協議会における「おおむね3年間の休止」について、私の考えをお伝えさせていただきます。

合併については、少子高齢化による人口減少が急速に進行する中、生産年齢人口の減少により町の活力や財政力の脆弱化^{ぜい}が心配され、行政サービスの効率化や多様化が求められていることや、平成22年に実施した『合併に関する町民意識調査』でも約半数のかたが合併に賛成する意向であったことから、合併の是非も含めて両市町で具体的に協議してみることが必要であると考えて推進してきました。

合併協議の基本的な方針は、住民福祉向上の原則など7項目の基本原則を踏まえ、両市町の実施している事務事業や制度に違いのあるものは、そのサービスの水準を低下させることのないよう調整することです。私が町長として学校給食費の無料化をはじめとする子育て支援策や行政区助成など、現在町が実施している住民サービスの維持を主張するのは、合併に反対するかたも含め多くのかたから賛同を得られるようにするためには、最低限のことであるとの考え方からです。

両市町の正副首長と幹事級の職員による協議を何度も行い、今後も近隣自治体として変わらない良好な協力体制を維持・継続するためにも、ここは問題点の解決に向けてそれぞれが研究・努力する期間を設けることも重要であり、いったん『休止』することが良いとの考え方で一致しました。今後は、機会を通して休止に至った経緯の説明に努力するとともに合併に対するご意見も拝聴していきたいと考えています。町民皆様のご理解をいただけますようお願いいたします。

合併協定項目の審議状況

番号	合併協定項目の名称	可決
1	合併の方式	○
2	合併の期日	△
3	新市の名称	○
4	新市の事務所の位置	○
5	財産及び債務の取扱い	△
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	△
7	地方税の取扱い	△
8	地域自治制度の取扱い	
9	一般職の職員の身分の取扱い	△
10	農業委員会の取扱い	△
11	特別職の身分の取扱い	○
12	条例、規則等の取扱い	○
13	事務組織及び機構の取扱い	
14	一部事務組合等の取扱い	
15	使用料、手数料等の取扱い	
16	公共的団体等の取扱い	△
17	補助金、交付金等の取扱い	
18	町名・字名の取扱い	
19	慣行の取扱い	
20	国民健康保険事業の取扱い	○
21	介護保険事業の取扱い	○
22	消防団の取扱い	○
23	1 国内・国際交流事業	○
	2 電算システム事業	○
	3 広聴広報関係事業	△
	4 人権推進事業	○
	5 納税関係事業	○

番号	合併協定項目の名称	可決	
6	消防防災関係事業	○	
7	交通関係事業	○	
8	窓口業務	△	
9	保健衛生事業	△	
10	障がい者福祉事業	○	
11	高齢者福祉事業	○	
12	児童福祉事業	○	
13	保育事業	○	
14	生活保護事業	○	
15	その他の福祉事業		
16	ごみ収集運搬業務事業	○	
17	環境対策事業	○	
23	18 農林水産関係事業	○	
	19 商工・観光関係事業	○	
	20 勤労者・消費者関連事業	○	
	21 建設関係事業	○	
	22 下水道事業	○	
	23 市町立学校の通学区域、学校名		
	24 学校教育事業		
	25 文化・スポーツ振興事業	○	
	26 地域コミュニティ関係事業	△	
	27 生涯学習事業	○	
	28 男女共同参画事業	○	
	29 その他の事業		
24	新市基本計画	策定方針	○
		計画骨子	○
		計画策定	

※ 「○」は合併協議会において審議・可決された項目。

「△」は合併協議会において協議または審議されたが、可決に至っていない項目。